

## 【構造設備の概要①】

<input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 営業所	名 称		
	所在地		
	電話番号		
	相談時及び 緊急時連絡先	電話 (FAX)	( FAX : )
	Mailアドレス	@	

[ 平面図 ]

≪薬局の付帯設備の有無について≫ ※ 該当する設備〔有〕の場合にはレ点を入れること

- 無菌調剤に関する設備
- 放射性医薬品取り扱い設備 (取り扱いがある場合にはその種類と取扱いに必要な設備の概要を添付)

	〔薬局/店舗/卸売〕 全体 (総面積)	〔薬局〕 調剤室 〔卸売〕 医薬品倉庫	〔薬局/店舗〕 付帯設備 (事務室・更衣室・ トイレ等) を除いたエリア
<b>面 積</b> ※内寸で算出 (柱や壁を抜くこと)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
<b>算出方法</b> ※有効面積が算出できるよう実測し、計算式等を記入			

1 メートル法で記入すること。

2 次のものは、該当がある場合には特に記入漏れのないようにすること。

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 調剤室内の設備 (調剤台、換気扇、冷蔵庫、毒薬庫等)<br><input type="checkbox"/> 透視面の位置・設置状況 (薬局の場合)<br><input type="checkbox"/> 調剤室への進入防止措置 (薬局の場合)<br><input type="checkbox"/> 情報提供設備<br><input type="checkbox"/> 医薬品陳列棚・陳列区画<br>(要指導医薬品・一般用医薬品のリスク別陳列状況を明示)<br><input type="checkbox"/> 医薬品を販売しない時間帯の閉鎖区域 | <input type="checkbox"/> 要指導医薬品・第1類医薬品の販売しない時間帯の閉鎖区域<br><input type="checkbox"/> 指定第2類医薬品の陳列棚と情報提供場所との位置関係<br><input type="checkbox"/> その他取扱品目に関する貯蔵・陳列場所<br>(医療機器、化粧品、医薬部外品、毒物劇物等)<br><input type="checkbox"/> 当該薬局以外の薬局又は店舗販売業の店舗・住宅との<br>接続部分<br><input type="checkbox"/> その他付帯設備 (休憩室、更衣室、事務室、トイレ等) |
|---|---|

3 この用紙に書ききれないときは、別紙を使用すること。

## 【構造設備の概要②】

<b>冷暗貯蔵設備</b>	有	無
機種・機番： 容量：（            ）L（冷蔵部分）		
<b>毒薬貯蔵設備</b>	有	無
[寸法 (cm)、表示、鍵の種類・位置を記入] <div style="float: right; margin-top: 10px;"> <input type="checkbox"/> シリンダー錠  <input type="checkbox"/> 差し込み錠  <input type="checkbox"/> 南京錠  <input type="checkbox"/> ダイアル錠  <input type="checkbox"/> その他                      (            )                 </div>		

<b>建物の状況</b>	
種類 (構造)	鉄筋 鉄骨 モルタル 木造 その他 (            )
階 層	地上 (            ) 階 / 地下 (            ) 階
使用場所	(            ) 階建の (            ) 階 [フロア： 全体 / 一部 ]

<b>建物全体の概要図</b>
<input type="checkbox"/> 独立した店舗 <input type="checkbox"/> 店舗兼住宅 <input type="checkbox"/> マンション内テナントエリア <input type="checkbox"/> ビル又は大型店舗内 <input type="checkbox"/> その他 (            )

<b>医薬品の販売</b>	有	無
[販売授与する医薬品の区分] <input type="checkbox"/> 薬局医薬品 (薬局製造販売医薬品を除く) ※ <u>薬局のみ</u> <input type="checkbox"/> 薬局製造販売医薬品        ※ <u>薬局製剤許可施設のみ</u> <input type="checkbox"/> 要指導医薬品 <input type="checkbox"/> 第1類医薬品 <input type="checkbox"/> 指定第2類医薬品 <input type="checkbox"/> 第2類医薬品 <input type="checkbox"/> 第3類医薬品		

<b>医薬品の販売を行わない時間帯における医薬品の陳列・交付場所の閉鎖方法</b>
(例：シャッター・パーテーション・チェーン・閉店 等)

<b>◀ 薬局 (調剤室) ▶</b>
<b>医薬品の購入者等が調剤室へ進入することができないようにするための措置の方法</b>
(例：カウンター及びスイングドアによる遮断 等)

<b>要指導医薬品の陳列</b>		要指導医薬品	第1類医薬品
	≪実施している措置≫ ※下記A・Bのいずれかの措置が必要 A. 陳列区画 (陳列棚から1.2m以内) に医薬品購入者が進入できない措置の方法 (カウンターによる遮断 等) B. 購入者が直接触れられない措置の方法 (陳列棚への施錠 等)	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B [具体的な措置の内容]	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B [具体的な措置の内容]
	販売しない時間帯の陳列区画の閉鎖方法 (シャッター・パーテーション・チェーン・閉店 等)	[具体的な措置の内容]	[具体的な措置の内容]

<b>情報提供場所</b>	情報提供場所の数	ヶ所
	≪設置状況≫ A. [薬局の場合] 調剤室に近接する場所である B. [要指導医薬品若しくは第1類医薬品取扱い施設の場合] 要指導医薬品若しくは第1類医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にある C. [指定第2類医薬品取扱施設の場合] 指定第2類医薬品の陳列設備から7m以内の範囲にあるただし、下記の場合にはこの限りではない。 [C-1] 指定第2類医薬品を鍵付陳列設備に保管する場合 [C-2] 指定第2類医薬品陳列設備から1.2m以内の範囲に医薬品の購入者等が進入できない措置が講じられている場合 D. [2以上の階に医薬品を通常陳列し、又は交付する場所がある場合] 各階の医薬品を通常陳列し、又は交付する場所の内部にある E. A~Dいずれにも該当しない	

<b>無菌調剤室の共同利用について</b>	有	無
無菌調剤室提供施設	名 称	
	所 在 地	

<b>その他管理に関する事項</b>	(例：照明の本数 等)
--------------------	-------------